



バーゼル の影響度調査、 正式発表

制度調査部
吉井 一洋

邦銀の負担は重い

【要約】

- バーゼル銀行監督委員会は、2006 年 6 月 16 日に、バーゼル を導入した場合の、第 5 回目の影響度調査（Q I S 5）の結果を公表した。
- Q I S 5 では、バーゼル の適用により、銀行の最低所要自己資本は、現行規制よりも少なく済むとの結果が得られた。
- これに対し、わが国の銀行の場合、最低所要自己資本額は現行規制よりも多くなる。株式保有比率が高いことが自己資本の負担を重くしている点が明らかにされた。

2006 年 6 月 16 日、銀行の自己資本比率規制に関する国際的なルールを決めるバーゼル銀行監督委員会は、バーゼル（新 B I S 規制）を導入した場合の第 5 回目の影響度調査について、その結果を公表した。

第 5 回影響度調査（Q I S 5）は、2005 年 10 月から 12 月にかけて実施されたものである。

1. 調査対象全体の結果

Q I S 5 の結果によれば、G 10 諸国の銀行の場合、1.06 倍のスケーリング・ファクターを適用後のバーゼル による最低所要自己資本は、現行規制と比較すると、次のように増減する。

		標準的手法	内部格付手法		採用される可能性 が最も高い手法
			基礎的手法	先進的手法	
G 10 諸国	グループ 1 銀行	+ 1.7%	▲ 1.3%	▲ 7.1%	▲ 6.8%
	グループ 2 銀行	▲ 1.3%	▲ 12.3%	▲ 26.7%	▲ 11.3%
C E B S	グループ 1 銀行	▲ 0.9%	▲ 3.2%	▲ 8.3%	▲ 7.7%
	グループ 2 銀行	▲ 3.0%	▲ 16.6%	▲ 26.6%	▲ 15.4%
その他非 G 10 諸国	グループ 1 銀行	+ 1.8%	▲ 16.2%	▲ 29.0%	▲ 20.7%
	グループ 2 銀行	+ 38.2%	+ 11.4%	▲ 1.0%	19.5%

(注 1) G 10 諸国はベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国を指す。

(注 2) グループ 1 銀行とは、国際的に活動し、多様な業務を行う銀行で、Tier 1 自己資本が 30 億ユーロを超える銀行を指し、グループ 2 銀行はそれ以外の銀行を指す。G 10 諸国のグループ 1 銀行は 56 行、グループ 2 銀行は 146 行が Q I S 5 に参加している。

(注 3) C E B S とは、欧州銀行監督委員会（C E B S）の監督下にある銀行を指す。G 10 諸国に所在する銀行、非 G 10 諸国に所在する銀行を含む。

全体的に見て、バーゼル の導入により、最低所要自己資本はかえって減少するとの結果が出ている。G 10 諸国でみると、グループ 1 銀行では、標準的手法を用いた場合だけ、最低所要自己資本が 1.7% 増加している。最低所要自己資本が増加するということは、言い換えれば、自己資本比率

の分母が増えたということである。分母が増えたので、分母の 8 % の最低所要自己資本が増加したわけである。分母が増えるということは、分子の自己資本の額が現状から変動しなければ、自己資本比率が低下することになる。

G10 諸国のグループ 1 銀行の標準的手法での最低所要自己資本増加の要因を見ると、最も大きいのは、オペレーショナル・リスク（計算上はリスク量を 8 % で割り返した金額）を新たに分母に算入したことである（全体の最低所要自己資本が 5.6 % 増加）。ついで、銀行向け、事業法人向けの債権に係る最低所要自己資本の増加の影響（全体の最低所要自己資本が 1.5 %、0.9 % 増加）が大きい。標準的手法において、最低所要自己資本を減少させる方向に寄与したのはリテール向けの債権（全体の最低所要自己資本が 7.1 % 減少）、中でもモーゲージ（居住者不動産向け債権）の寄与が大きい（全体の最低所要自己資本が 6.3 % 減少）。

2. わが国の銀行の場合

Q I S 5 の結果のうち、わが国の銀行のみをピックアップした結果も、当局から公表されている。ただし、基礎的内部格付手法を適用した場合の結果である。

わが国の銀行のうち Q I S 5 に参加した銀行全体（以下、「邦銀全体」という）では、基礎的内部手法による場合、最低所要自己資本が 3.0 % 増加し、うちグループ 1 銀行では、1.0 % 増加するとの結果がでた^{注 1}。G10 諸国の銀行が基礎的手法による場合は、最低所要自己資本が減少しているのと比較すると対照的な結果となっている。

（注 1）本来であれば、最低所要自己資本が増加すれば、自己資本比率は低下するはずである。しかし、現行制度とバーゼル との貸倒引当金の取扱いが異なることの影響等により、自己資本比率は 11.7 % から 12.2 % へ 0.5 % ポイント上昇した。

邦銀全体の最低所要自己資本への影響度合いを見ると、事業法人向け債権の最低所要自己資本は減少しており、その影響によって全体の最低所要自己資本は、単純平均で 9.0 % 減少している。一方、株式に係る最低所要自己資本は大きく増加しており、全体の最低所要自己資本を、単純平均で 10.0 % 増加させている。グループ 1 銀行を見ると、その影響はより顕著に出ている。事業法人向け債権に係る最低所要自己資本の減少が、全体の最低所要自己資本を 10 % 超減少させ、株式に係る最低所要自己資本の増加が、全体の最低所要自己資本を 10 % 超増加させている。

このような結果を見ると、我が国の銀行の株式保有比率が、他の G10 諸国の銀行に比べ高い点が、自己資本比率にマイナスの影響を与えていると言える。リスク・ウエイトが大幅に引き下げられたリテール向け債権（特に居住用不動産向け債権）のウエイトが外国の銀行に比べて低いことの影響もあるものと考えられる。

ちなみに、内訳はわからないが、邦銀全体における標準的手法の最低所要自己資本は、1 % 増加する。先進的内部格付手法を用いた場合の結果は公表されていない。